

貸付債権譲渡契約書

（以下、「譲渡人」という。）と（以下、「譲受人」という。）は、譲渡人と譲受人の間の平成 年 月 日付「貸付債権譲渡に関する基本契約書」（以下、「基本契約」という。）に基づき、譲渡人が譲受人に本契約第1条第(1)項記載の貸付債権を譲渡することに関し、以下の通り合意する。なお、本契約の規定と基本契約の規定の間に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先する。また、基本契約で定義された用語については、本契約においても同じ意味を有する。

第1条（原債権等）

(1)本契約に基づき譲渡人が譲受人に譲渡する原債権の基本事項は、以下の通りとする。

原債務者	
貸付形態	
貸付日	
最終弁済期限	
当初貸付元本金額	
元本返済条件	
元本残高（受渡日時点）	
利率及び利払条件	
譲渡元本金額	
譲渡・質入れに関する関連原契約書等上の規定	
特定関連原契約書等の明細	

(2)譲渡人及び譲受人は、随伴する担保・保証等につき、以下の通り合意する。

本契約に基づく個別譲渡取引に係る随伴する担保・保証等の内容は、以下の通りとする。

<input type="checkbox"/>	なし
<input type="checkbox"/>	あり
<input type="text" value="（具体的内容）"/>	

前号記載の随伴する担保・保証等に関し、その権利移転手続、対抗要件具備手続、これら手続にかかる費用負担その他の事項につき、譲渡人及び譲受人は以下の通り

- (3)基本契約第6条第(1)項第 号に記載ある関連原契約書等上要求される承認、同意の取得その他の手続は以下の通りであることを譲渡人及び譲受人は合意する。

- (4)譲渡人及び譲受人は、第(2)項の他、基本契約第6条第(1)項第 号にいうその他の条件として以下の事項を合意する。

- (5)基本契約第6条第(1)項記載の前提条件（同項ただし書に従い放棄されたものを除く。）が満たされた場合には、譲渡人は、譲受人に対し、特定関連原契約書等の原本を、受渡日に、交付する（関係手形については無担保裏書きした上で）旨合意する。ただし、特定関連原契約書等のうち、以下の契約書等については、譲渡人はその原本を譲受人に交付することを要しないものとする。

第4条（特約事項）

- (1)本契約に基づき譲受人が譲渡人に対し負担する義務のうち、基本契約第7条第(2)項に従い転譲渡に伴い転譲受人に移転すべきものは以下の通りとする。

- (2)前項の他、譲渡人及び譲受人は、以下の事項につき合意する。

J S L A : ローン・セカンダリー委員会
個別契約書（異議なき承諾バージョン） - 平成13年度版

本契約締結の証として本書2通を作成し、譲渡人・譲受人が記名押印または署名のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

譲渡人：

_____ 印

譲受人：

_____ 印

[印紙]